

第73回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年1月18日（火）13：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 県内の感染状況及び「まん延防止等重点措置」の要請について
- (2) 各部局からの報告事項
- (3) その他

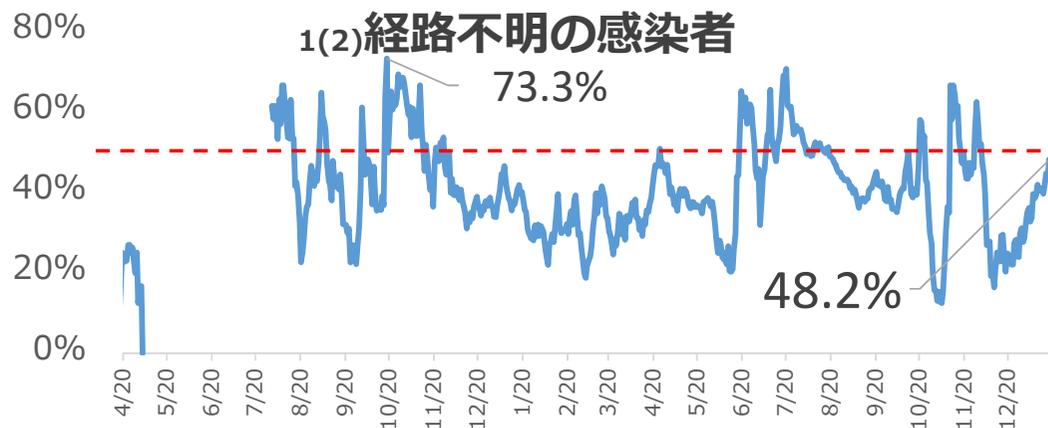
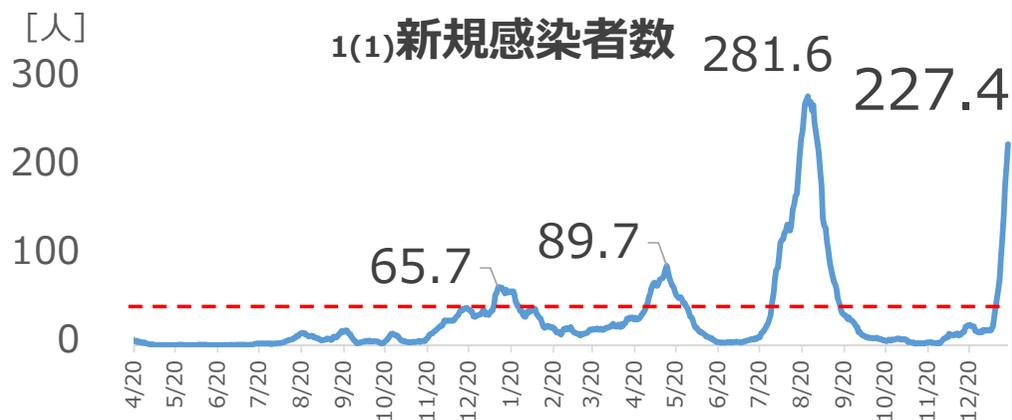
4 閉 会

＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値※ (1/17)	過去最高値
1 感染の状況	(1)新規感染者数	平均 40 人/日	227.4 人	281.6人
	(2)感染経路不明の割合	感染経路不明 50 %	48.2 %	73.3%
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	16.3 %	18.9%
	(4)今週先週比	1.0 以上が 10 日間継続	3.54 ・ 18 日間継続	54日間
2 医療逼迫の状況	(1)病床使用率 (561床中)	レベル0、1 0～30 %未満	37.4 %	78.4%
	(2)重症病床使用率 (37床中)	レベル2 30～50 %未満 レベル3 50 %以上or3週間後に確保病床到達	2.7 %	40.8%
	参考 入院率、療養者数、 重症者数、中等症者数、 自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 減少・改善傾向にあること	—	—

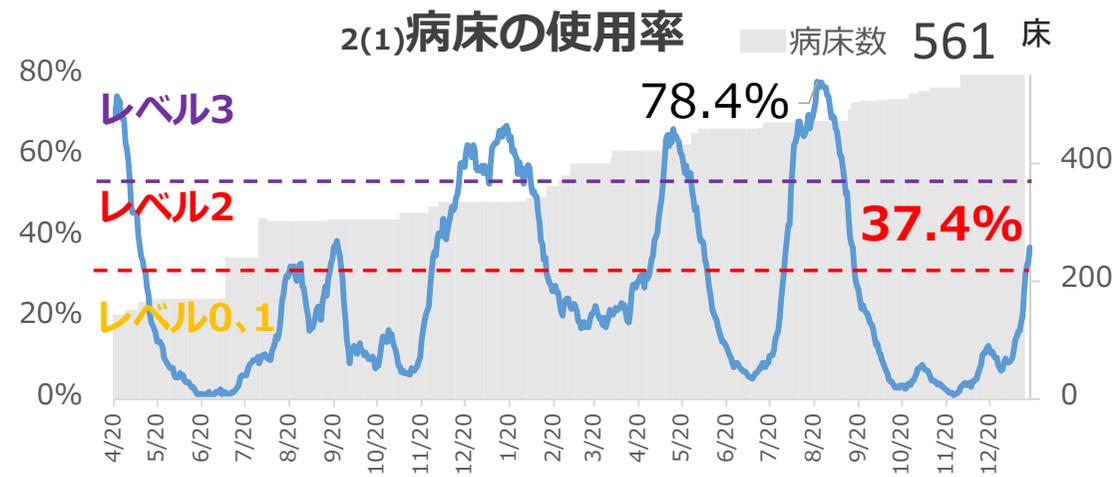
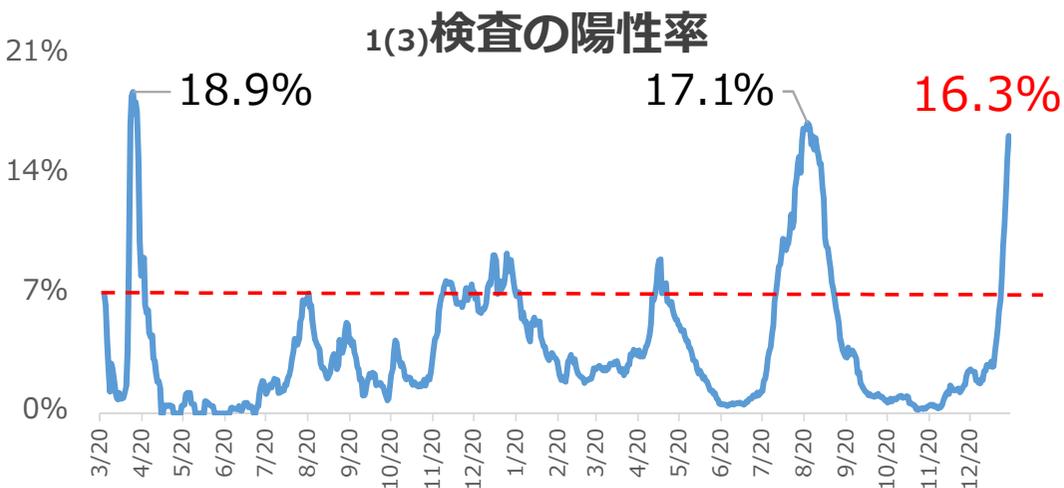
※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。
 ※1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。 ※陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

判断基準 客観的な数値の推移



※ 1(1)~(3)は1週間の移動平均値

※ R2.5.11~8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~) ※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R4.1.17

項目	内容	評価	状況
1 感染 状況	ワクチン接種の状況	◎	別紙参照
	近隣都県の感染状況	×	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（1/16時点） 東京都 3.08 群馬県 2.81
	群馬県の感染状況		
	入院状況	◎	【 退院者の平均在院期間 】 8月：9.2日 9月：11.6日 10月：11.7日 11月：11.6日 12月：10.0日
クラスターの発生状況	○	【 直近のクラスター発生状況 】 9月：11件 10月：2件 11月：0件 12月：5件 1月：14件 9月 前橋学校、桐生管内保育施設、前橋保育施設、桐生管内学校等、高崎福祉施設、前橋工場、太田製造工場、前橋事業所、前橋食品加工工場、伊勢崎病院、前橋宗教施設 10月 太田福祉施設・桐生福祉施設、太田工場 12月 太田工場、桐生福祉施設、桐生工場、前橋工場、太田学校等 1月 利根沼田管内事業所、高崎保育施設、利根沼田管内事業所、高崎学校、高崎学校、富岡管内診療所、前橋学校、前橋学校、前橋学校、館林福祉施設、伊勢崎学校、桐生学校、吾妻管内宿泊施設、富岡管内消防署	
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	○	【PCR等検査可能医療機関数（1/17現在）】 診療・検査外来 671か所 ※参考 検査外来（旧地域外来・検査センター） 13か所
	一般医療への影響	◎	【一般医療への影響（1/11現在）】 ・1次救急の受入中止を行っている病院があるものの、 患者への治療上の（大きな）影響は出ていない。 (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	救急搬送困難事案	×	【救急搬送困難事案の状況（1/17現在）】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してほぼ3倍に増加し、高い水準で推移している。

まん延防止等重点措置：1 / 2 1 ~ 2 / 1 3 (案) ※国と要調整 R4.1.18 危機管理課

措置 区域	警戒 レベル	県民への要請	事業者への要請		
		外出等	時短要請		その他
			認証店	非認証店	
全市町村	警戒 レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底 ・「新しい生活様式」等の実践 ・感染リスクの高い場所への外出は自粛 ・県外移動は自粛 ・5人以上の会食自粛 	<p>【業種】飲食店等</p> <p>午後 9 時まで (酒提供可)</p> <p>又は</p> <p>午後 8 時まで (酒提供禁止)</p>	午後 8 時まで (酒類提供禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・5人以上の会食自粛 ・基本的な感染防止対策の徹底 ・業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示 ※特措法第24条第9項 ・ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨 ・高齢者施設・病院における直接面会禁止 ・出勤者数の削減の取組を強力に推進

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

まん延防止等重点措置：1 / 2 1 ~ 2 / 1 3 (案) ※国と要調整 R4.1.18 危機管理課

**イベント開催
※特措法第24条第9項**

区域	制限 ※1	安全計画策定イベント ※2	その他のイベント
措置区域	人数上限	20,000人 ※3	5,000人
	収容率	100%	【大声なし】100% 【大声あり】50%
措置区域 以外	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
	収容率	100%	【大声なし】100% 【大声あり】50%

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度

※2 大声がなく、5,000人超かつ収容率50%超のイベントは策定（措置区域においては5,000人超）

※3 ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

まん延防止等重点措置の要請に伴う県立学校の対応について(案)

令和4年1月18日
教育委員会

【登校】

- 原則として通常登校を継続。

感染状況によっては、学校単位又は全県で分散登校等（オンライン学習活用）を検討。

【部活動】

- 感染リスクの低い活動を校内で実施。
- 他校との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動は、県内外を問わず自粛。

※ 全国大会等については、県内外を問わず、参加及びそれに伴う宿泊を可とする。

※ 対応は、感染状況に応じて随時見直しを行う。

※ 市町村立学校や私立学校についても、県立学校の対応を周知する。